

答 申 第 4 号

平成29年11月8日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊 務 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会  
会長 力 宗 幸 男



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成29年11月8日付兵後広第566号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護保険者の第三者行為求償事務にかかる「後期高齢者医療の第三者行為求償対象者情報」の兵庫県国民健康保険団体連合会への提供について

(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 公益上の必要性について

貴広域連合から個人情報(別紙)を兵庫県国民健康保険団体連合会に外部提供することについては、介護保険者が第三者行為求償対象者の発見を支援するためのものであり、介護保険事業の健全な運営を確保するものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2 提供する個人情報の保護のための必要な措置

提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとするとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実に速やかに廃棄する等個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

また、介護保険者への提供にあたっては、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に準じて厳格な取扱いを行うことを条件として課したうえで提供すること。

介護保険者の第三者行為求償事務にかかる「後期高齢者医療の第三者行為求償対象者情報」の  
兵庫県国民健康保険団体連合会への提供について

(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 提供する個人情報

兵庫県後期高齢者医療被保険者のうち「第三者行為求償対象者」にかかる以下のデータ  
交換情報識別番号、保険者番号、被保険者番号、被保険者氏名、生年月日、性別、  
給付制限管理番号、納付番号、給付制限の開始年月日及び終了年月日、  
求償区分（交通事故、傷害事故、その他）、削除区分コード（有効、削除）

2 提供先

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護福祉課

3 提供の目的

提供先が介護保険者へ提供する第三者行為求償対象者のリストを作成するため